

（附則第三十九条関係）

改正案	現行
<p>（無償貸付）                      第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一 地方公共団体において、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条に規定する保護施設のうち政令で定めるもの用に供するとき、又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）において、生活保護法の規定に基づき都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護の用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるもの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて</p>	<p>（無償貸付）                      第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一 地方公共団体において、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第三十八条に規定する保護施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設のうち、政令で定めるもの用に供するとき、又は社会福祉法人（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）において、これらの法律の規定に基づき都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護若しくは措置の用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるもの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ（略）</p>

行う当該委託に係る助産又は母子保護の実施の用

ハ (略)

三 地方公共団体において、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設のうち政令で定めるものに供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき。

イ 身体障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 身体障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する身体障害者施設支援の用

四 地方公共団体において、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設のうち政令で定めるものに供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げる用のうち一若しくは二の用に主として供する施設の用に供するとき

イ 知的障害者福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用

ロ 知的障害者福祉法の規定による施設訓練等支援費の支給に係る者に対する知的障害者更生施設支援又は知的障害者授産施設支援の用

五〇七 (略)

三 (略)

(減額譲渡又は貸付)

第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で

ロ (略)

三〇五 (略)

三 (略)

(減額譲渡又は貸付)

第三条 普通財産は、左の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で

譲渡し、又は貸し付けることができる。

一 地方公共団体において次に掲げる施設の用に供するとき。

イ (略)

ロ 社会福祉法第二条に規定する社会福祉事業の用に供する施設

以下「社会福祉事業施設」という。

ハ、ワ (略)

二、四 (略)

2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第五十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法に於ては社会福祉法第五十八条第一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護法第七十四条第一項、児童福祉法第五十六条の二第二項若しくは老人福祉法第二十四条第三項の規定により補助を行うことができる場合、更生保護法人にあつては更生保護事業法第五十八条の規定により補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。

譲渡し、又は貸し付けることができる。

一 地方公共団体において左に掲げる施設の用に供するとき。

イ (略)

ロ 社会福祉事業法第二条に規定する社会福祉事業の用に供する施設

以下「社会福祉事業施設」という。

ハ、ワ (略)

二、四 (略)

2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第五十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法に於ては社会福祉事業法第五十六条第一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護法第七十四条第一項、児童福祉法第五十六条の二第二項若しくは老人福祉法第二十四条第三項の規定により補助を行うことができる場合、更生保護法人にあつては更生保護事業法第五十八条の規定により補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。